

企業の皆様へのお知らせです

国家公務員倫理審査会

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接触・交流する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 皆様との会合、皆様からの贈与などについては、国家公務員にとって禁止行為に当たる場合もありますので、特にご留意ください。

- 国家公務員は、「**利害関係者**」（契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者等）との間で、例えば以下の行為が禁止されています。
  1. 金銭、物品等の贈与を受けること
  2. 無償の役務の提供を受けること（例：社用車による送迎）
  3. 対応接待を受けること（「割り勘」による飲食は可能）
- 国家公務員は、「**利害関係者**」以外の事業者等との間でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、対応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止されています。

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電話】 03-3581-5344

（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9：30～18：15）

【WEB】



通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、  
通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています

「おかしい」と  
言える雰囲気  
言う勇氣

国家公務員  
倫理週間

2016年  
12月1日(木)  
～7日(水)

公務員倫理ホットライン

03-3581-5344

(電話は土日祝日及び12/29～1/3を除く 9:30～18:15)

公務員倫理ホットライン

検索



業者からの金銭・物品等の受領、接待など、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は御連絡ください。通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

国家公務員倫理審査会 <http://www.jinji.go.jp/rinri/>